（参考様式６）

病児・病後児保育事業利用規約【例】

（名称）

第１条　この施設の名称を「○○」（以下「保育室」という。）とし、管理・運営は、○○法人○○が行う。

（所在地）

第２条　保育室は、○○市○○に置く。

（目的）

第３条　保育室における病児・病後児保育事業は、病児又は病後児を一時的に保育し、もって児童福祉の向上を図ることを目的としたものである。

（利用定員）

第４条　保育室の利用定員は、○名とする。

（利用対象）

第５条　保育室を利用することができるのは、あらかじめ市町村に病児・病後児保育事業の利用登録をしている０歳児から小学校就学児童までを対象とし、次の要件を満たすものでなければならない。

　一　病気又は病気の回復期であり、保育所等における集団保育が困難であり、かつ、保護者の就労等の事由により、家庭で保育されることができない児童であること

　二　保育室の利用前の受診により、保育室での保育が可能であると診断されていること

（開設日時）

第６条　保育室の利用日及び時間は、次のとおりとする。

　一　利用日は、○曜日から○曜日までとする。

　二　利用時間は、前号に掲げる利用日の○時から○時までとする。

（利用申込）

第７条　利用しようとする児童の保護者は、「病児・病後児保育児事業利用申込書（第○号様式）」に、かかりつけ医が記載した「診療情報提供書」を添付して、保育室に提出するものとする。

（利用料金）

第８条　保育室の利用料は、別表のとおりとする。（別表省略）

（保育室への送迎）

第９条　児童の保育室への送迎は、保護者の責任において行うものとする。

（与薬）

第10条　保育室において、児童への与薬が必要となる場合は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、文書（与薬依頼書）により保育室に依頼しなければならない。

２　与薬は、医師の処方に基づくものに限るものとする。

３　保育室は、保護者の指示による与薬を行った場合の結果について、責任を負わない。

（緊急時の対応）

第11条　保育中の児童の状態の急変や事故などが生じた場合は、保護者に連絡のうえ、医療機関の指示に従い、保育室の職員が児童を受診させることがある。ただし、保護者が連絡を受けることができない場合は、保育室の判断で医療機関を受診させるものとする。

２　前項の受診に係る費用は、保護者の負担とする。

（保護者の義務）

第12条　児童の保護者は、保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。

２　児童の保護者は、保育室を利用する間は「病児・病後児保育事業利用申込書」に記載した緊急連絡先で常に連絡を受け、緊急時でも保護者の意思の確認ができるよう努めなければならない。

（善管注意義務）

第13条　保育室は、善良な管理者の注意義務をもって児童の保育を行う。

２　保育室は、児童及びその保護者の個人情報を、本事業の実施に必要な範囲で使用する。

３　保育室は、児童の特殊事情に起因して発生した事故のうち、「病児・病後児保育事業利用申込書」に記載のない事情に起因する事故については、その責任を負わないものとする。

（責任限度）

第14条　保育室は、万が一、保育室の責めに帰すべき事由により児童に事故が発生した場合、保育室が加入する損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、児童及びその保護者の損害を補償するものとし、かつ、同保険金額をもって責任の限度とする。また、その保険規約により担保される支払事由の範囲内において、責任を負うものとする。

以上、本規約の内容について理解し、同意します。

平成　　年　　月　　日

保護者氏名　　　　　　　　　　　印